

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

| ○印 | 病名 | 登校・登園・登室停止期間 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 麻疹（はしか） | 解熱後、3日を経過するまで |
| 2 | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 3 | 水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 4 | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 5 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで |
| 6 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 7 | 結核 | 感染の恐れがなくなるまで |
| 8 | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主症状が消失した後2日を経過するまで |
| 9 | 流行性角結膜炎（はやり目） | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで |
| 10 | 急性出血性結膜炎 | 医師の判断がでるまで |
| 11 | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで |
| 12 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染の恐れがなくなるまで |

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) _____ 学校・園・学童室

_____ 年 _____ 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

| ○印 | 病名 | 登校・登園・登室のめやす |
|----|-------------|----------------------|
| 1 | 手足口病 | 症状が改善し全身状態が良好 |
| 2 | 溶連菌感染症 | 治療開始後24時間経過し、全身状態が良好 |
| 3 | 伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態が良好 |
| 4 | 感染性胃腸炎 | 医師の判断がでるまで |
| 5 | ヘルパンギーナ | 全身状態が良好 |
| 6 | マイコプラズマ肺炎 | 症状が改善し全身状態が良好 |
| 7 | RSウイルス感染症 | 症状が改善し全身状態が良好 |

(提出先) _____ 学校・園・学童室

_____ 年 _____ 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名 _____

通院した期間 _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日

登校・登園・登室可能と判断された日 _____ 月 _____ 日

上記の通り相違ありません

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

印 _____

平成27年4月1日改定